

# 今後の里山整備の方向性について (今後、森林税を活用とした場合の論点)

# 目 次

論点1 1 長野県の森林の区分と森林税事業の実施区域について

2 今後の里山整備の考え方

論点2-1 今後の里山整備の考え方

論点2-2 今後の里山整備の目標

論点2-3 進めにくくなっている里山整備への対応

論点2-4 里山の多面的利用

論点3 3 森林づくり推進支援金について

論点4 4 様々な要請への対応について

論点5 5 森林税活用事業の執行上の課題について

# 1 長野県の森林の区分と森林税事業の実施区域について

## これまでの取組

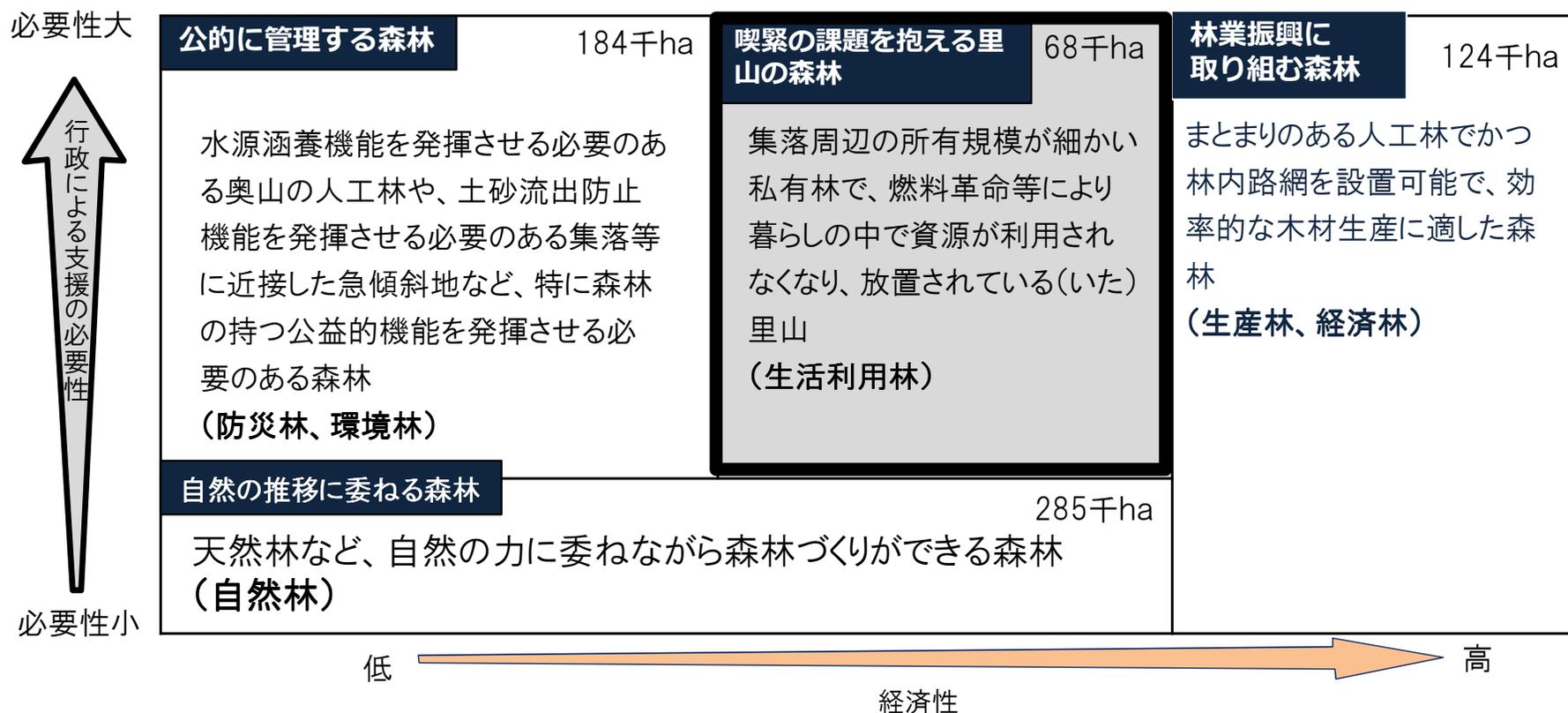
- これまでの森林税では、民有林661千haのうち、集落周辺の所有規模が細かい私有林で整備されずに放置され、災害防止等の観点から喫緊の課題を抱える里山の森林68千haを森林税の対象としてきた。
- これまでの10年間で32,210ha（見込み）の間伐が実施され、県民の最も身近な森林である「里山の間伐」が一定程度進展したが、依然として未整備の森林が残っている。

## 論 点

- より条件の困難な場所（所有が細かく、大きくまとめて整備することが難しい場所等）が未整備のまま残っており、引き続き、森林税を活用して里山の間伐を推進すべきではないか。

### 【森林管理の方向性による区分】

#### 長野県の民有林661千ha（未立木地を除く）



# 2 今後の里山整備について

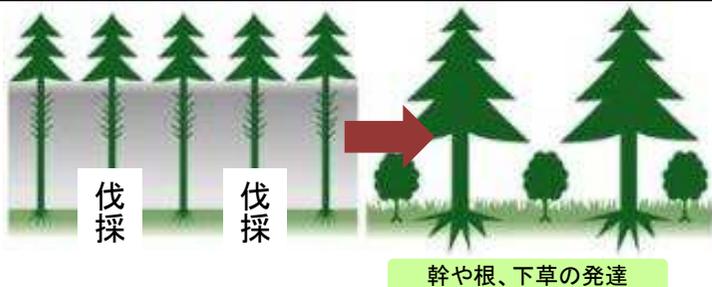
## 2-1 今後の里山整備の考え方

### これまでの取組

- 里山においては、間伐を要する森林が顕在化しており、効率的かつ効果的に間伐が進捗することを主眼に置いた取組を行ってきた。
- 一方、この間、不在村所有者の森林の増加や世代交代など、里山の管理の空洞化が一層深刻さを増しており、単に整備を行うだけでなく、地域の多様な主体と里山との繋がりを創造するための取組の強化が喫緊の課題となっている。
- 里山には薪の利用や景観保全、生物多様性保全、教育、癒し等の多面的機能があるが、これまでは整備が主で多様な機能を活かした管理・利用が十分でなかった。

### 論 点

- これまでどおり、災害防止を図るために必要な間伐を実施すべきではないか。
- 管理の空洞化を抑制するために、県民協働で里山の多面的利用の取組を強化する必要があるのではないか。

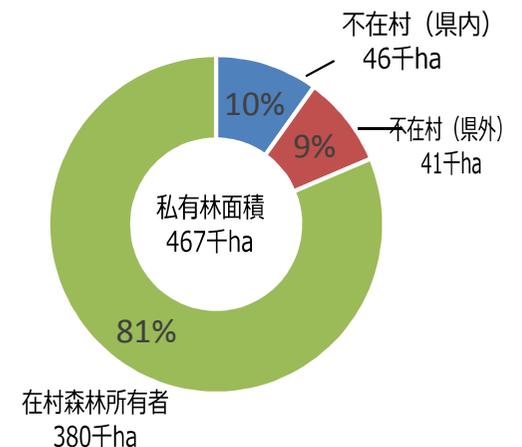
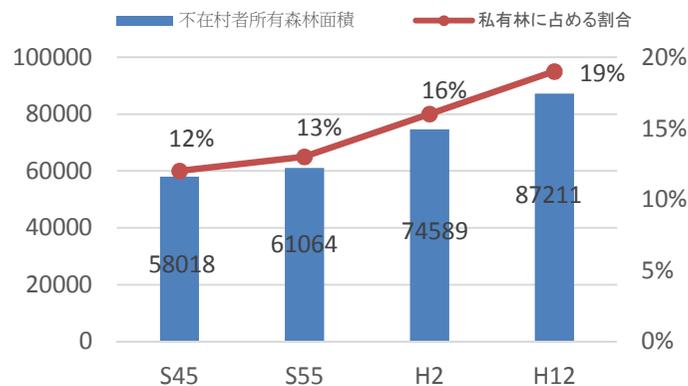


【間伐を実施していない森林】



【適正な間伐を実施した森林】

(単位 : ha )



長野県の不在村森林所有者の推移と私有林の内訳 (H12)

(出典:世界農林業センサス)

# 未整備の里山における今後の整備の進め方

- 第2期末で未整備となる里山35千haについて、今後の森林整備（間伐）の実施を検討するに当たって、①山腹崩壊危険度、②保全対象との位置関係、③森林管理の状態の3つの点を、航空レーザ測量の結果も活用しながら定量的に評価し、優先度等を検討

項目	詳細
①山腹崩壊危険度 【災害の起こりやすさ】	山地災害危険地区調査要領（林野庁 平成18年）に基づく山腹崩壊危険度判定表による（地質ごとの傾斜、土層深、齢級等から算出する危険度得点により危険度ランクa・b・cを判定） 【航空レーザ測量による調査結果活用】
②保全対象との位置関係 【県民生活への影響度】	保全対象（集落、道路等）からの距離
③森林管理の状態 【森林の混み具合から判定した整備の緊急度】	針葉樹人工林について、最多密度の林分材積に対する比率（収量比数）により「森林の混み具合」を判定し、整備の緊急度を評価 【航空レーザ測量による調査結果活用】

 第1段階として、上記の①及び②により「災害の危険性が高く保全対象への影響があるエリア」の区分を明確にし、第2段階として、第1段階で区分したエリアを上記③に基づき整備の必要性を判断し面積を試算

# 未整備の里山における今後の整備の進め方

## 未整備の里山に係る山腹崩壊危険度及び森林の混み具合から見た区分

喫緊の課題を抱える里山の森林  
68千ha



第2期末時点で未整備  
約35千ha

第2期末時点で未整備となる里山について、山腹崩壊危険度（a～cランク）と保全対象からの距離（50m以内、50m超え200m以内、200m超え）により、「①緊急的な要整備森林」、「②主に減災重視」、「③主に多面的利用重視」に分類。このうち②及び③の森林について、森林の混み具合から最終的な整備必要面積を試算。

山腹崩壊危険度		保全対象からの距離		
		50m以内	50m超え200m以内	200m超え
ランクa	10千ha	① 5千ha	4千ha	1千ha
ランクb	12千ha	② 7千ha	2千ha	3千ha
ランクc	13千ha	③ 11千ha	1千ha	1千ha

### 【考え方】

- ①緊急的な要整備森林  
危険度aで50m以内  
=5千ha(治山事業検討)
- ②主に減災重視  
危険度aで50～200m以内  
+危険度bで200m以内  
=計13千ha
- ③主に多面的利用重視  
危険度a・bで200m超え  
+危険度cの区域全て  
=計17千ha

②主に減災重視 計13千ha

③主に多面的利用重視 計17千ha

区分	面積
非常に混み合っており特に緊急な整備が必要	5千ha
一定程度混み合っており整備が必要	4千ha
混み合っておらず、今後の経過により整備が必要	4千ha
計	13千ha

樹木の混み具合による内訳

9千ha

※減災の観点での整備を検討

区分	面積
非常に混み合っており特に緊急な整備が必要	8千ha
一定程度混み合っており整備が必要	7千ha
混み合っておらず、今後の経過により整備が必要	2千ha
計	17千ha

15千ha

※県民協働の観点での整備を検討(管理空洞化対策)

## 2 今後の里山整備について

### 2-2 今後の里山整備の目標

#### これまでの取組

- これまでは、喫緊の課題を抱える里山の森林において、集約化事業を組み合わせながら、事業地を大きく取りまとめて効率的に整備ができる場所を優先して事業を実施してきており、未整備で残っている場所はより零細で困難な森林となっている。
- 未整備の里山の現状を把握するため、新たな技術として全国に先駆け航空レーザー測量の結果を全県で実施し、H29.4から利用可能となったことから、山腹崩壊の危険度と県民生活への影響度、森林の混み具合を定量的に評価した。

#### 論 点

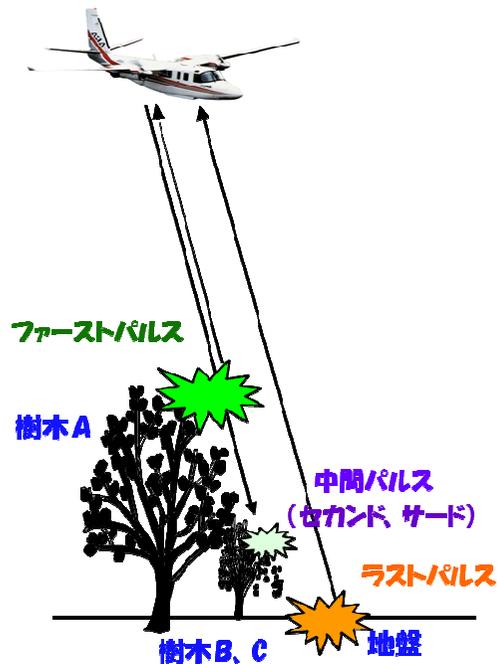
- 災害防止の観点から、整備を優先する里山については、前項「②主に減災重視」13千ヘクタールのうち整備が必要な9千ヘクタールとし、所有者の同意や境界の確定等の面からの実行可能性を考慮し、目標を設定すべきではないか。
- 県民協働で持続的な整備・管理・利用を行う里山については、前項「③主に多面的利用重視」約17千ヘクタールのうち整備が必要な15千ヘクタールとし、所有者の同意や境界の確定等の面からの実行可能性を考慮し、目標を設定すべきではないか。

# 里山整備の実績及び計画の管理

## 今後の進め方（案）

- 適切な事業執行管理を行うため、単に間伐面積のみを実績とするのではなく、実施箇所を図面に落とし込んで管理。
- 航空レーザーセンシング等最新の科学的な知見を取り入れ、災害の危険性や森林の混み具合などの情報を図面に反映させて里山整備の計画等に活用。
- 上記図面は、地域への働きかけ等に活用できるように県が整理した上で市町村に提供するとともに、住民の皆様や林業事業者等が閲覧・活用できるように公表。

### 航空レーザー測量



航空レーザー測量イメージ図  
(アジア航測(株)提供資料)

### 解析

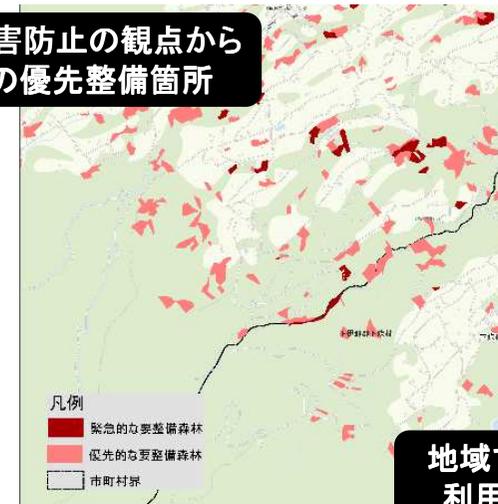


〈起伏等の詳細な地形を把握〉

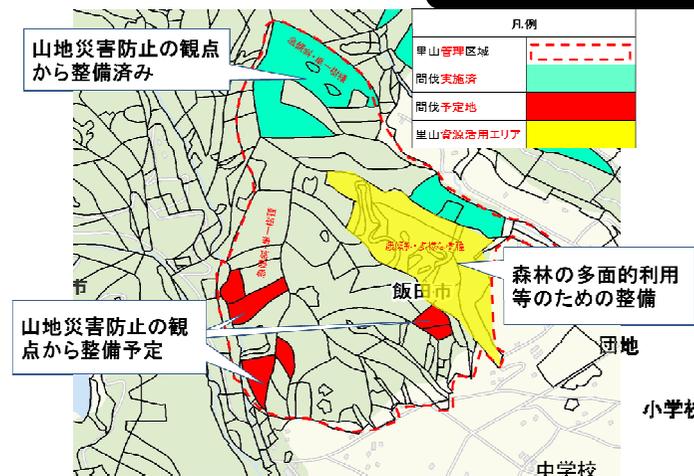


〈森林の混み具合を把握〉

### 災害防止の観点からの優先整備箇所



### 地域での里山整備利用の合意形成



## 2 今後の里山整備について

### 2-3 進めにくくなっている里山整備への対応

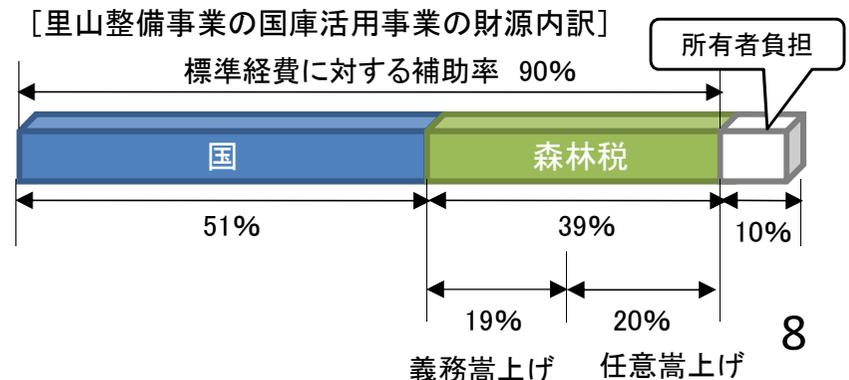
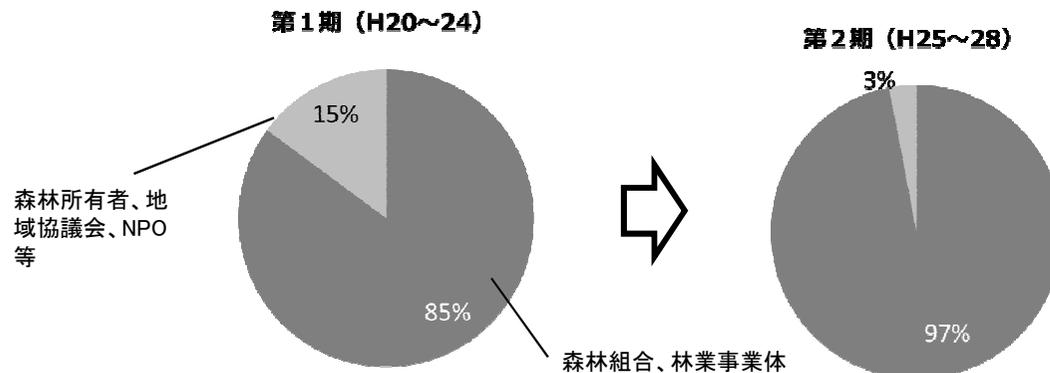
#### これまでの取組

- 貴重な森林税を効果的に活用する観点から、国庫補助事業の活用を前提に整備を進めてきた中で、国の制度改正等の影響を受けて、森林組合等比較的規模の大きな主体による実施が大きな割合を占めており、NPOや小規模な事業体など多様な担い手の実績がほとんどない状況。
- 里山整備に係る事業は、短期間で効果の発現を期待して、大きくまとめること等を条件にしてきた。  
「みんなで支える里山整備事業」 1箇所当たりの間伐面積：1ha  
「地域で進める里山集約化事業」 1事業地当たりの集約化面積：10ha  
集約化事業実施後の間伐実施時期：翌年度
- 国庫補助事業の活用による事業は、義務嵩上げ分にも森林税を充当。

#### 論 点

- 小規模分散的な森林の整備を進めるとともに、NPOや小規模事業者など多様な担い手が参画できるようにするために事業要件の緩和をしてはどうか。
- 国庫補助事業における面積要件等の制約を受けることなく地域の実情に対応するには、税単独事業の割合を増やした方がよいのではないかと。

[里山整備事業における事業主体別の構成比(面積ベース)]



## 2 今後の里山整備について

### 2-4 里山の多面的利用

#### これまでの取組

- 信州フォレストコンダクターなどの人材育成の取組や、間伐材の利活用のモデル的な取組への支援、「森林（もり）の里親促進事業」による企業と地域の連携による森林づくりへの支援、「木育」を通じた多様な者が木と触れ合う機会の創出等に支援してきた。
- 森林税を活用した搬出支援の取組は、切捨て間伐した箇所において有効活用からの観点からの搬出に留まっており、路網整備や機械導入等の基盤整備が支援対象外であることや、搬出した木材の加工・消費が県内に限定されていることもあり、目標を大きく下回っている。

#### 論 点

- 里山管理の空洞化に対応するためには、県民協働による里山管理への転換が不可欠であり、「長野県ふるさとの森林づくり条例」の制度である「里山整備利用地域」の活用が有効ではないか。
- 地域が自立的かつ持続的に里山を管理・利用するため、地域協議会設立やモデル的な地域活動への立ち上げ支援が必要ではないか。
- 地域を支援していくためには、これまで育成してきたフォレストコンダクター等の人材や地域リーダーなどの活躍の場が必要ではないか。
- 県民アンケート等のご意見も踏まえ、これまでの切捨て間伐箇所での有効利用という発想ではなく、本格的な搬出間伐について補助対象にするなど、間伐材の搬出・利用の取組をより一層推進すべきではないか。
- 里山の森林を観光や教育の場として活用する視点では、間伐のみでなく、多様な整備を認めるべき。

#### 里山整備利用地域とは

面積要件の  
見直しを検討

「長野県ふるさとの森林づくり条例」第26条に基づき、市町村の申し出により知事が認定。

- 30ha以上の一団の森林を対象とし、それと密接に関わる集落が存在
- 自発的な活動をするための体制が整備されている
- 里山の整備及び利用活動が継続的に行われる

※H28年度末現在、5地域が認定されており、今後、認定地域の増加に取り組む予定

### 3 森林づくり推進支援金について

#### これまでの取組

- 森林づくり推進支援金は、税収の2割相当額を市町村に配分し、地域会議の意見を聴いて事業内容を決定。
- 里山整備を補完する地域の課題に柔軟に対応した取組が各地域で定着。
- 総額の1/2を基本配分枠（均等割、私有林面積、納税者）とし各市町村の配分額として決定。残り1/2を重点配分枠として間伐実績に応じて地域振興局単位に配分し、地域振興局が要望等に応じて市町村に配分している。
- 県民、企業、市町村からの評価も高く、特に松くい虫被害対策、景観整備、野生鳥獣の被害対策のための緩衝帯整備への要望が高い。
- 県の超過課税としての活用効果の説明が求められている。

#### 論 点

- 引き続き、松くい虫被害対策など、地域の課題解決に向けた施策が必要ではないか。

# 4 様々な要請への対応について

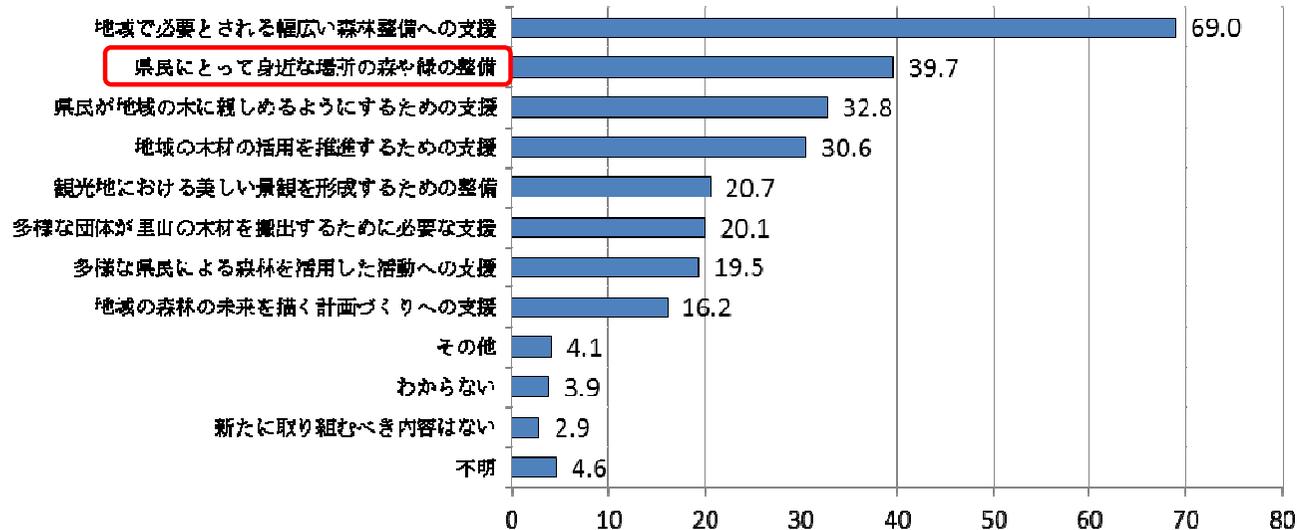
## これまでの取組

- 里山整備は、実態の見えにくい山中で行われているため、多くの県民に事業を身近に感じていただくことや直接的な恩恵を与えることが難しい状況。
- 第1期から実施している木育事業や第2期から開始した薪などのバイオマス利用や商店街の木質化に係るモデル的な取組支援は、一部の取組に留まっており、事業規模が小さいこともあり、県民にとって身近なものとはなっていない。
- 県民アンケートでも、森林税を継続する場合の取組について、身近な場所の森や緑の整備に対する要望が高い。

## 論 点

- 様々な要請に対応し、森林の多様な効果を身近に感じてもらうにはどうすべきか。
- 森林や緑に対する多様なニーズに対応するために、支援範囲をどのように考えるか。

### 【県民アンケート】 森林税を継続した場合 の取組について



# 県民協働及び森林の多面的機能を活かす視点について

## これまで県民会議等で出された意見の概要等

※県民会議＝みんなで支える森林づくり県民会議 地域会議＝みんなで支える森林づくり地域会議

※下線を引いた箇所は、これまで対象となっていた里山以外のエリアも対象とするもの

区 分	主な意見・要望等	発信元	備 考
森林の整備 ・利活用 (県民協働)	里山の資源を循環させて地域みんなで盛り上げて取り組む前提があれば支援する価値はある。	地域会議	
	森林管理の空洞化が進む中で、今後は地域全体で管理する必要がある。	地域会議	
	ボランティアなどの多くの方が参加できるような取組が必要。	県民会議	
森林の整備 ・利活用 (多面的利活用)	身近で目につく場所を優先することで、県民が里山整備の成果を実感することが重要。 県民にとって身近な場所の森や緑の整備に森林税を活用すべき。	県民会議 地域会議 県民アンケート	身近な森林の整備 や緑づくり
	美しい景観といった観光面への配慮も重要。竹林や道路沿線、河川などの緑地も対象にできないか。	県民会議 市長会総会 市町村アンケート	
	福祉や文化、教育、医療などと森林を結ぶ取組が重要。	県町村会長	文化、教育等
	新たな「木と森の文化」を創出できれば観光面にも貢献できる。	県総合計画審議会	
	環境教育に重点的に取り組むべき。	企業アンケート	
	子供の時に森林での体験を通じて「生きる力」、「考えて行動する力」を育てる必要がある。	地域会議	
	木を活かした産業づくりや木質バイオマス利用にもっと活用できないか。 県民が地域の木に親しめるようにするための支援に森林税を活用すべき。	県民会議 地域会議	木材利用
人材育成	伐採の技術を持った多様な担い手・主体や、木材利用をコーディネートできる人材を育成する必要がある。	県民会議	地域の森林整備に 係る人材育成
	地域の合意形成をコーディネートできるファシリテーターも必要。	県民会議	
	普段は伐採等の作業を行っていない一般の人に対する講習会等が必要。	地域会議	
	環境教育に重点的に取り組むべき。(再掲)	企業アンケート	環境教育
	子供の時に森林での体験を通じて「生きる力」、「考えて行動する力」を育てる必要がある。(再掲)	地域会議	

## 5 森林税活用事業の執行上の課題について

### これまでの取組

- 里山の間伐が目標どおり進展しなかったことなどから、平成28年度末時点で4.9億円の基金残高が発生している。
- 県の課題分析が遅れて、機動的に事業を見直すことができなかったことが大きな反省。

### 論 点

- 県は事業者等から事業執行上の課題について毎年度聞き取りを行うなど、課題把握を丁寧に行う。
- 国の制度変更等の状況変化があった場合には、県民会議等にご意見を聞いた上で柔軟に見直し、より効果的な仕組とすべきではないか。